

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業を行う 補助事業者の募集についての公示

令和7年3月7日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業を行う補助事業者の募集について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業

(2) 事業の目的

2050年カーボンニュートラル、2030年度における温室効果ガス46%削減(2013年度比)など、脱炭素社会に向けた政府目標が示される中、住宅・建築物分野においても、さらなる省エネの推進が求められている。令和3年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画等では、「住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指し、(中略)省エネルギー基準の段階的な水準の引き上げを遅くとも2030年度までに実施する」とされたところである。

これらの状況を踏まえ、2022年に建築物省エネ法が改正され、2025年度には全ての新築の住宅・建築物について省エネ基準全面適合義務化が施行されるが、2030年度までには義務の対象となる省エネ基準の引き上げを行うこととしており、その施行にあたり、社会・経済に大きな影響・混乱を生じないようにするためには、施主、買主、設計者、施工者、販売者等、新築建築物に関わる全ての主体において、制度を理解するとともに省エネ基準等の専門的分野についても習熟することが必要である。

このため、本事業では、住宅・建築物の設計者・施工者等に対する制度等の周知、設計・施工方法の習熟支援、消費者に対する啓発等を行い、建築物の省エネ化を促進するとともに、改正法の円滑な施行を目指して、政府目標に掲げる義務基準の引上げのための環境の整備を目的とする。

※本公募は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

(3) 事業内容

① 省エネ基準・計算方法、設計・施工方法等に係る講習・実地訓練

- ② 住宅の省エネ性能の表示制度の運用に係る課題分析、評価員・建築物省エネ法の適合性判定員の育成支援に関する事業
 - ③ 住宅の省エネ性能の表示に係る第三者評価の取得促進に関する事業
(テーマの例)
(ア) 不動産流通において住宅の省エネ性能の表示に係る情報が円滑に伝達されるための環境整備
 - ④ 省エネ改修等の積極的周知啓発・働きかけに対する支援を実施する事業
 - ⑤ 建築確認における審査省略制度の見直し等に伴う積極的周知啓発や審査・検査体制の確保に関する事業
(テーマの例)
(ア) 建築確認・検査対象や審査範囲の見直し等に向けた円滑な運用・執行体制の整備
(イ) 小規模木造建築物の建築基準の見直しに向けた設計者や施行者等への積極的な周知・普及
(ウ) 水素等の関連施設の設置促進に係る用途規制の円滑な運用・執行体制の確保
 - ⑥ ①～⑤の周知・広報事業の全体調整や実績管理等のサポートの実施に関する事業
(テーマの例)
(ア) 小規模の設計・施工事業者、審査機関等を対象とした全国講習会の運営
(イ) テキストの改訂等に係る委員会等の運営
(ウ) テキスト・解説動画、周知ツールの作成等の整備
(エ) 各種メディア・広告媒体等を活用した制度情報等の発信・調査
(オ) 制度・省エネ基準、設計・工事管理等に係るサポート・情報提供窓口
- ※上記①～⑥のうち、いずれか1つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力（建築物省エネ法、住宅・建築物の省エネ関連制度又は建築基準制度に関する詳細な知識等）を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力

を有すること。

- (6) 補助金の額
定額とする。

2. 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：

令和7年3月7日(金)～令和7年3月21日(金)18時00分

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限

令和7年3月21日(金)18時00分まで(必着)

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部(正1部・写3部)提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

・着信を確認すること。

・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎 2004～2015」 「Microsoft Word2003～2013」

「Microsoft Excel2003～2013」 「Adobe Acrobat Reader4.0～11」

(これ以外での提出は無効)

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 棟口

電話：03-5253-8111(内線 39-437)

電子メール：muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

3. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。